

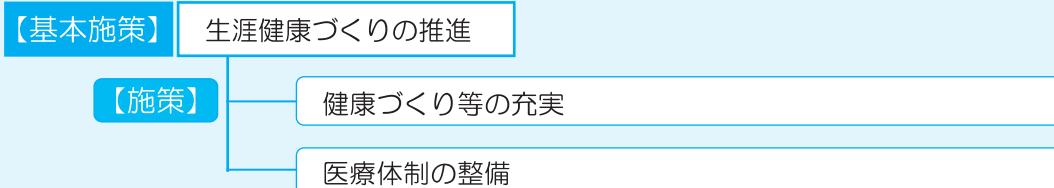
## 第4章 元気で暮らせる支え合いのまちづくり

### 第1節 生涯健康づくりの推進

#### ◆ 計画がめざすまちの姿 ◆

『住民の「自分の健康は自分で守る」といった健康づくりに対する意識が高まり、保健福祉施設、社会体育施設では住民の健康づくりに資するメニューが提供され、各年齢に応じて適切な健康づくりに取り組めるまちになっています。また、国民健康保険制度が健全に運営されているほか、広域的な連携などにより、医療サービスも充実しており子どもから高齢者まで健康に安心して暮らせるまちとなっています。』このようなまちをめざしていきます。

#### ◆ 施策の体系 ◆



◆ 目標指標 ◆

指標名	現状値	目標値	
		平成21年度	平成27年度
特定健診受診率	48.8%	50.0%	55.0%
メタボリックシンドローム※ 該当者・予備群の数	該当者：376人 予備群：264人	370人 260人	350人 250人

◆ めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ ◆

■主に行政は、健康づくりに関する情報を広く広報するとともに、関係機関・施設などと連携し、健康づくりメニューの提供に努めます。またパートナーシップとして住民は、隣近所などの人にも呼びかけ、各種健診を定期的に受診したり、適切な食習慣や運動習慣など健康づくりを心がけていきます。

■主に行政は、医療に関する十分な情報を広報するとともに、広域連携による救急医療体制の確保に努めます。またパートナーシップとして住民は、何かあれば相談できるかかりつけ医を持つようにしていきます。

※メタボリックシンドローム：内臓に脂肪が蓄積する肥満（内臓脂肪型肥満）を持ち、さらに高血圧、脂質異常、高血糖のうち、2つ以上の項目が該当している状態。一つひとつが軽症でも、重複すれば動脈硬化の危険が急速に高まる。

## 1 健康づくり等の充実

### 基本方針

住民自らの健康づくりの意識を高め、生涯を通じての健康づくりの啓発を行うとともに、各種健診や各種保健サービスの充実を図り、住民が主体的に健康づくりに取り組める環境づくりを進めます。

また、国民健康保険のより健全な事業運営を図るために適切な保険税賦課、収納率の向上と対策、医療費の適正化対策及び保健事業などの充実・強化に取り組みます。

#### (1) 現状と主要課題

- 本町では、乳幼児健康診査やがん検診など、各年齢に応じた健診（検診）や健康教育、健康相談などの保健事業を実施しています。
- 高齢化や生活習慣病の増加などに伴い、医療費も増大しているため、医療費の適正化対策及び保健事業などの充実・強化が求められています。
- 保健事業の実施においては、専門職員などの確保が必要となっています。
- 不規則な生活習慣により、生活習慣病へと進む内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）や食生活や運動、喫煙などとの関係が深い生活習慣病が増加しています。生活習慣病は、医療費の増大や要介護者の増加などにつながるため、未然防止に取り組む必要があります。
- 長引く経済状況の低迷による保険税収納率の低下を防止するため、収納率向上に向けての対策が必要となります。

## (2) 主要な取り組み

### ● 健康づくりに対する意識の向上

食育や運動指導など、個々の実情とニーズに応じた教室や講習会などの充実を図ります。また、生活習慣病の未然防止に取り組む必要があることから、住民の健康づくりの意識の向上に努めます。

### ● 保健事業の充実

健康教育や健康相談などにより、生活習慣病の一次予防に努めるとともに、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、健康意識の高揚や健康管理に必要な情報提供に努めます。

また、医療機関などの関係機関と連携し、各種健診や健康づくり、疾病予防などの充実を図ります。

### ● 健康増進対策推進体制の再構築

各法律の変更に基づき、再編が必要な事業については、住民の健康増進の観点から実施体制の再構築を図ります。

### ● 国民健康保険制度<sup>\*</sup>の健全な運営

国民健康保険制度の相互扶助の原則に基づき、医療費に見合う保険税を確保し、その税の負担についても公平化を図るために応益・応能割合に配慮した保険税率などの見直しを行います。

また、保険税負担の公平化を維持していくために収納率の向上をめざします。

国民健康保険財政の健全な運営に努めるとともに、長期的に安定した運営ができるよう医療保険制度改革の実現を、国・府へ積極的に働きかけます。

### ● 医療費の適正化対策の強化

診療報酬明細書などの内容点検体制を強化し、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及・促進を図ります。

### ● 特定健康診査及び特定保健指導の推進

特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の目標達成に向け、実施計画に基づいた計画的な施策の推進を図ります。

\*国民健康保険制度：国民健康保険法に基づき、被用者保険に加入していない一般国民（自営業者や農業従事者など）を対象に、疾病、負傷、出産、死亡について必要な保険給付を行うことを目的とした制度。保険者は市町村（特別区含む）と、同業職種に從事する者（医師、理美容師など）で組織され都道府県知事の認可を受けた法人である国民健康保険組合がある。

## 2 医療体制の整備

### 基本方針

地域住民のニーズに即した医療の提供に向けて、かかりつけ医の普及をはじめ、地域の医療機関や広域的な連携などにより、医療体制の充実を図ります。

#### (1) 現状と主要課題

- 高齢化の進行などに伴う医療需要に対応できる施設・設備の確保をはじめ、地域の医療機関や近隣市町との広域的な連携を視野に入れながら、医療体制の充実を図ることが求められています。
- 少子高齢化の進行や疾病構造の変化に伴い、医療技術の専門化など、医療に対するニーズは多様化、高度化しています。
- 本町では、近隣市町との広域連携で豊能広域こども急病センターなどの運営を行い、救急医療体制の整備を図っています。

#### (2) 主要な取り組み

##### ● かかりつけ医の普及・啓発

一人ひとりが体調に応じて気軽に診察・アドバイスを受けられるよう、様々な機会を通じて、かかりつけ医の普及・啓発に努めます。

##### ● 医療機関等の連携強化

安心して、住み慣れた身近な地域で生活できるよう、医療機関をはじめ、保健・福祉施設などとの連携強化を図ります。

##### ● 広域的な連携強化による医療体制の充実

今後も豊能広域こども急病センターの運営や近隣市町との協定による豊能地域救急医療対策を実施することにより、救急傷病者の医療を確保、救急医療体制の充実を図ります。

また、住民が必要な時に必要な情報が得られるよう、情報提供の機会を広げていきます。